

告示

埼玉県告示第百五十三号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和六年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
スマイル建設株式会社	三浦 勇二	埼玉県上尾市大字瓦葺千三百十六番地三
株式会社荻原工務店	阿久津 佑介 （許可時、荻原繁久）	東京都中央区銀座一丁目十九番地十号 NTBビル2F （許可時、埼玉県川越市大字砂五十一番地七）
株式会社コンテナニュー	三角 健太	埼玉県蕨市塚越二丁目十四番七 蕨北野マンション一階
株式会社アートプレイズ	塚田 一雄	埼玉県新座市東北二丁目六番十四号 内海ハイム一〇一号 （許可時、埼玉県朝霞市溝沼七丁目五番二十一号朝霞ANZAWAビルF）
株式会社ゴトウ	後藤 富士雄	埼玉県三郷市彦倉八百二十四番地二 ラファイーネTAKAHASHI I二〇二号